

原子力規制庁及び ATENA から収集した意見・提案のうち 「分類 (b) 字句の変更等に関するもの」と整理するもの (案)

令和 2 年 1 0 月 8 日

技術基盤課

原子力規制庁及び ATENA から収集した意見・提案のうち、(b)に該当するものは 19 件と暫定的に分類していた¹。

このうち 4 件については、資料 1 - 2 に示すとおり分類を (b) から (a) に変更することとしている。

残りの 15 件については、暫定的な分類から変わらず、表 3 に示す理由により、分類 (b) に該当するものと整理することとしたい。

これら 15 件については、原則として全てについて、令和 2 年度中を目処に改正する。

¹「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について—意見・提案の収集結果と今後の進め方—」(令和 2 年度第 27 回原子力規制委員会 (令和 2 年 9 月 23 日) 資料 4)

表3 「分類 (b) 字句の変更等に関するもの」と整理するもの

No. ²	意見・提案の対象	修正の方針案	字句等の修正が必要な理由
23 N	津波による損傷の防止の用語	<p>対象：設置許可基準規則解釈³別記3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水範囲での水（流体）の流れの経路について、浸水及び流入の定義に合わせ、「浸水経路」の用語を「流入経路」に変更する。 ○ 「流入」は津波や溢水による海水が敷地等に流れ込むこと、「浸水」は海水が区画内に留まること等と定義し、用語を使い分ける。 ○ 津波の流入先が防護対象とする施設を内包する建屋及び区画であることを明確にする。 ○ 「冠水」は、道路や田畑が水没したときの用語であるため「浸水」に統一する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「浸水経路」の用語が定義と合っていない。 ○ 「流入」と「浸水」が使い分けられていない。 ○ 「取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する」との記載は津波がどこに流入するのかが不明確。 ○ 「冠水」と「浸水」の用語が同じ意味で使用されている。
27 N	誤記	<p>対象：基準津波等審査ガイド⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「余効変動」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「余香変動」は誤記である。
30 N	誤記	<p>対象：設置許可基準規則解釈別記2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「以下のクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）する」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類する」は誤記である。
31 N	設計方針における許容限界を超えないこと	<p>対象：設置許可基準規則解釈別記2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許容限界のみを設定するだけでなく、これを超えないことを追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物・構築物に求められる「地震力に十分耐えること」に対して必要となる設計方針の要求事項について、許容限界のみを設定している。
32 N	用語の統一等	<p>対象：設置許可基準規則解釈別記2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2文のなお書きは、また書きに修正する。 ○ 「埋込み効果」を削除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4項第1号の弾性設計用地震動の説明について、なお書き部分は、第1文と同様に要求事項である。 ○ 「埋込み効果」については、直前の「建物・構築物と地盤との相互作用」に含まれ重複記載となっている。

² N：原子力規制庁の意見・提案、A：ATENAの意見・提案

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

⁴ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「周辺」に限定せず単に「地盤」とする。 ○ 「建物・構築物」についても必要に応じて非線形性を考慮するよう追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「周辺地盤」については、軟岩サイトでは周辺地盤のみならず基礎地盤についても非線形性を考慮する場合がある。 ○ 審査実績では、「地盤」のみならず、「建物・構築物」についても必要に応じて非線形性を考慮している。
33 N	用語の統一等	<p>対象：設置許可基準規則解釈別記3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また書きに修正する。 ○ 地震による溢水（内部溢水）に加えて津波の流入を考慮したものであることを明確化するため、記載を追加する。 ○ 冷却に必要な海水が確保できることは、海水ポンプが機能保持できる設計の例示であることを明確にするよう記載を修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3項第一号① 第1文と第2文は共に並列の要求事項であるが、第2文はなお書きである。 ○ 第3項第三号 津波防護のうち内郭防護に係る浸水想定は、地震による溢水（内部溢水）に加えて津波の流入を考慮したものであるが、その趣旨が明確でない。 ○ 第3項第四号 冷却に必要な海水が確保できることは、海水ポンプが機能保持できる設計のひとつの手段であるが、設計として同列かつ同時に要求されている。
43 N	津波影響軽減施設に影響するもの	<p>対象：設置許可基準規則解釈別記3、基準津波等審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波防護施設及び浸水防止設備への波力による影響は、津波による影響の一例であることを明確にするよう記載を修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3項第五号①には、「津波防護施設及び浸水防止設備への波力による影響を軽減する効果が期待される防波堤等の津波影響軽減施設・設備」とあるが、津波防護施設及び浸水防止設備への波力による影響は、津波による影響の一例であり、防波堤が津波影響軽減施設と位置付けられた審査実績では、波力による影響だけではなく、津波高さそのものを軽減する効果を期待しているケースもある。
44 N	誤字修正	<p>対象：設置許可基準規則解釈 技術基準規則解釈⁵</p>	

⁵ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

		<p>基準地震動等審査ガイド⁶ 基準津波等審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公用文の記載に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用文では用いない記載がある。
45 N	用語の統一	<p>対象：耐津波工認ガイド⁷</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機能については、「確保」を「保持」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の機能保持について、「保持」ではなく「確保」という用語が使われている箇所がある。
54 N	不確かさの考慮に関する項目	<p>対象：基準津波等審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 考慮する不確かさの要因については、土木学会等による最新の知見を十分反映していることを確認する旨追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準津波において、津波波源のモデル化に係る不確かさを考慮する項目について、最新の知見を反映する。
62 N	有毒ガス防護に関する手順と体制の整備	<p>対象：SA 技術的能力審査基準⁸</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手順書については「解釈1」に、体制については「解釈3」に要求事項を移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 0項共通事項(4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備では、「解釈1 手順書の整備」「解釈2 訓練」「解釈3 体制の整備」に分けて解釈を記載しているが、有毒ガス防護については、「解釈1 g)① ~手順と体制を整備すること。」を「解釈1」でまとめて記載している。
17 A	緊急制御室等の被ばく評価の主要解析	<p>対象：被ばく評価ガイド⁹</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「(1) ソースターム」に記載を移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(4) 大気拡散」の「a. 放出開始時刻及び放出継続時間」は、「(1) ソースターム」についての記載である。
18 A	誤記	<p>対象：基準津波等審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 項目名に合わせて目次を修正する。 ○ 表の項目名にあわせて目次及び後段の項目名等を修正する。 ○ 「盛土構造物」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目次と後段の項目名に不整合がある。 ○ 表の項目名と目次及び後段の項目名等に不整合がある。 ○ 「盛土構造物」を誤って「盛り土構造物」と記載している。

⁶ 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド

⁷ 耐津波設計に係る工認審査ガイド

⁸ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

⁹ 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人工構造物」に修正する。 ○ 用語を統一するよう検討する。 ○ 「余効変動」に修正する。 ○ 「貫通口」に修正する。 ○ 用語を統一するよう検討する。 ○ 「荷重設定」に修正する。 ○ 「漂流防止措置」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人工構造物」を誤って「人口構造物」と記載している。 ○ 「浸入」と「侵入」が混在している。 ○ 「余効変動」を誤って「余香変動」と記載している。 ○ 「貫通口」を誤って「貫通部」と記載している。 ○ 「襲来」と「来襲」が混在している。 ○ 「荷重設定」を誤って「荷重設置」と記載している。 ○ 「漂流防止措置」を誤って「漂流防止装置」と記載している。
22 A	誤記	<p>対象：耐津波工認ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人工構造物」に修正する。 ○ 「余効変動」に修正する。 ○ 「貫通口」に修正する。 ○ 用語を統一するよう検討する。 ○ 「荷重設定」に修正する。 ○ 「漂流防止措置」に修正する。 ○ 「遡上」に修正する。 ○ 「人工物」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人工構造物」を誤って「人口構造物」と記載している。 ○ 「余効変動」を誤って「余香変動」と記載している。 ○ 「貫通口」を誤って「貫通部」と記載している。 ○ 「襲来」と「来襲」が混在している。 ○ 「荷重設定」を誤って「荷重設置」と記載している。 ○ 「漂流防止措置」を誤って「漂流防止装置」と記載している。 ○ 「遡上」を誤って「溯上」と記載している。 ○ 「人工物」を誤って「人口物」と記載している。
23 A	規則改正の対応	<p>対象：設置許可申請運用ガイド¹⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「直接線等」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可基準規則の改正により、「直接ガンマ線等」が「直接線等」と改正された。

¹⁰ 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド